

建設工事等の発注予定公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市長が発注する工事又は製造の請負契約及び物件の買入れその他の契約（公有財産に係る契約は除く。以下同じ。）における毎年度の発注予定に関する事項の公表について、透明性の確保、競争性の確保及び公平性の確保に資することを目的とし、必要な事項を定める。

(公表の対象)

第2条 発注予定を公表する事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 設計金額が200万円を超える建設工事
- (2) 設計金額が100万円を超える建設工事に係る業務委託
- (3) 前2号のほか、競争入札に付する事業

(公表する事項)

第3条 公表する事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業の名称
 - (2) 事業の場所
 - (3) 実施期間（ 箇月と表示する。）
 - (4) 種別
 - (5) 概要
 - (6) 入札及び契約の方法
 - (7) 入札を行う時期
 - (8) 随意契約の場合にあつては、契約を締結する時期
- 2 事業担当課長は、公表した発注予定と実際に発注する事業とが大きく相違することのないように公表事項の内容の精査に努めるものとする。

(公表方法)

第4条 公表の方法は、佐倉市ホームページ若しくは千葉県電子自治体共同運営協議会が運営する「ちば電子調達システム」内の「入札情報サービス」への掲載又は契約担当課若しくは佐倉市市政資料室における閲覧とする。

(定期の公表)

第5条 発注予定の公表は、毎年度4月1日（4月1日が休日等の場合は、その翌日）までに行う。

- 2 発注予定に追加又は変更がある場合は、7月、10月又は1月の当初を目途に公表するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当初予算若しくは補正予算に係る議会の承認が得られない場合、又は第11条に定める場合は、予算が成立し、又は発注予定が確定した後、できるだけ速やかに公表するものとする。

(随時の公表)

第6条 定期の公表を待っていては、事業の発注に支障をきたす等の事情がある場合には、前条の規定にかかわらず、当該事業の発注予定を随時公表する

ことができる。

(公表期間)

第7条 公表期間は、当該公表年度の翌年度末日までとする。

(入札の制限)

第8条 発注予定の公表対象となる事業で競争入札に付するものは、発注予定を公表せずに当該事業の入札を行うことはできない。

2 発注予定は、当該事業に係る公告又は通知の7日前には公表されていなければならない。

(公表の手続き)

第9条 契約担当課長は、議会の開催月に、事業担当課長に依頼し、第3条各号に掲げる事項について調査し、四半期ごとにとりまとめたうえ、発注予定表により公表する。

(発注予定の変更等)

第10条 契約担当課長は、第5条第2項に掲げる月の前月に、事業担当課長に依頼し、発注予定の変更若しくは公表する事業の追加又は削除の有無を調査する。

2 前項の調査の結果、発注予定の変更等がある場合は、変更発注予定表により公表する。

3 事業担当課長は、発注予定の変更等の事由が生じた場合は、第1項に規定する調査を待たず、できるだけ速やかに変更前変更後の内容を契約担当課長に報告するものとする。この場合において、第6条に規定する随時の公表を要する場合は、契約担当課長は、当該事業の発注予定について、速やかに変更発注予定表により公表するものとする。

(発注予定の未確定)

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号の掲げる場合で、発注予定を公表することができないと判断されるときは、当該事項の確定の後、発注予定を公表することができる。

- (1) 当該年度の事業に必要な土地等の取得が未了の場合
- (2) 当該年度の事業に必要な公物管理者等との協議又は調整が未了の場合
- (3) 当該事業に必要な地元関係者等との協議、調整又は埋蔵文化財調査等が未了の場合
- (4) 当該年度に組み込まれている詳細設計等が未了の場合
- (5) 附帯事業あるいは受託事業等で、千葉県・市町村議会の承認等が未了の場合
- (6) 災害発生期間中、災害発生直後又は事故等で緊急的に行う事業の場合。
ただし、災害査定等を経て計画的に実施する災害復旧事業は除く。
- (7) 他の事業の入札状況や執行状況に影響を受ける事業及び管理施設・構造物等の損傷程度の確認等に関連した不確定要素により、緊急的に実施する

事業の場合

(8) 国又は県の補助金による事業で、当該事業の予算に係る承認がなされていない事業又は交付決定がなされていない事業の場合

(補則)

第12条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度関係各課と協議し定めるものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月5日改正し、同日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日決裁 佐契第1201号)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月10日決裁 佐契第1118号)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年10月16日決裁 佐契第639号)

この要領は、決裁日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日決裁 佐契第1254号)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。